

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 6 年度 |
| 計画変更年度 | 令和 7 年度 |
| 計画主体 | 垂井町 |

垂井町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 垂井町役場 産業課
所在地 岐阜県不破郡垂井町宮代 2957 番地の 11
電話番号 0584-22-7514
FAX 番号 0584-22-5180
メールアドレス sangyo@town.tarui.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル |
| 計画期間 | 令和7年度～令和9年度 |
| 対象地域 | 岐阜県不破郡垂井町全域 |

| | |
|------|-------------|
| 対象鳥獣 | ツキノワグマ |
| 計画期間 | 令和7年度～令和9年度 |
| 対象地域 | 岐阜県不破郡垂井町全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|--------|-----------|----------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稻 | 0.30ha 372千円 |
| | 麦類 | 0ha 0千円 |
| | 豆類 | 0ha 0千円 |
| | 野菜等 | 0.002ha 127千円 |
| ニホンジカ | 水稻 | 1.32ha 1,638千円 |
| | 麦類 | 0ha 0千円 |
| | 豆類 | 0.97ha 396千円 |
| | 野菜 | 0.004ha 32千円 |
| ニホンザル | 麦類 | 0.00ha 0千円 |
| | 豆類 | 0.40ha 192千円 |
| | 野菜 | 0.01ha 52千円 |
| | 果樹 | 0.01ha 25千円 |
| ツキノワグマ | 市街地への出没件数 | 0件 |

(2) 被害の傾向

| |
|--|
| <p>○イノシシによる被害は年間を通して発生している。中山間地域において特に深刻で、稲・小麦・大豆の踏み倒しや畦畔の掘り起こし、野菜への食害・掘り起こし及び踏み荒らし等が多発している。</p> <p>○ニホンジカによる被害は年間を通して発生している。中山間地域では水稻、小麦及び大豆の食害が主な被害である。 また、最近は住宅密集地でも姿が目撃されるようになり、交通事故等の生活被害も懸念される。</p> <p>○ニホンザルによる被害は平成26年ごろから増加し、中山間地域では野</p> |
|--|

菜や果樹等への食害が多発している。30～50頭の群れが転々としながら被害を及ぼすため、発生すると一気に拡大する。住宅密集地での目撃や家庭菜園への被害も確認されており、民家への侵入や交通事故等の生活被害も懸念される。

○ツキノワグマについては、目撃件数についても増加傾向にある。町内において、畜産業（養蜂）への被害も発生しており、今後も農作物被害が予見される。また、生活圏付近における出没が岐阜県内でも発生しているため、出没時における対応体制の整備が必要である。

（3）被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（令和5年度） | 目標値（令和9年度） |
|-----------|-----------------|-----------------|
| イノシシ被害面積 | 0.20ha | 0.14ha |
| 〃 被害額 | 855 千円 | 599 千円 |
| ニホンジカ被害面積 | 2.32ha | 1.62ha |
| 〃 被害額 | 2,066 千円 | 1,446 千円 |
| ニホンザル被害面積 | 0.42ha | 0.29ha |
| 〃 被害額 | 269 千円 | 188 千円 |
| ツキノワグマ | 市街地への出没件数 0件 | 市街地への出没件数 0件 |

※イノシシの現状値（令和5年度）は、被害が少なかったため令和元年度から令和5年度までの5年間の平均を計上

（4）従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|-----------|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・垂井町有害鳥獣捕獲隊と連携し、捕獲体制を整備。 ・捕獲には箱わな・くくりわなを使用し、止め刺しに銃器を使用。 ・捕獲個体は町焼却施設へ運び、焼却処分。 ・狩猟の担い手確保のため、平成23年度より狩猟免許取得に係る費用を全額補助。 ・令和4、5年にニホンザル捕獲用の大型檻を導入し、捕獲活動を実施。 ・令和6年にニホンジカ捕獲用ICT活用捕獲檻を設置。 | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の減少・高齢化により中山間地域全ての地区で捕獲を実施することは困難となっている。全ての地区で捕獲を実施できる体制整備のため、捕獲従事者を確保する必要がある。 ・地域一丸で取り組むため、狩猟免許を持たない農家を含めた捕獲体制を地域ごとに整備していく必要がある。 ・老朽化に伴い、機能不全に陥っている箇所について、適宜確認修繕を行う必要がある |

| | | |
|---------------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマの目撃などがあつた際には、町防災無線にて周知を行い、町捕獲隊と連携して被害防止に向けた活動を行っている。 | |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・町単独事業で、個人または団体が設置する防護柵の設置費用について補助（垂井町鳥獣害防止事業補助金）。 ・多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払制度を活用し、防護柵を設置している地域もある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・従来講じてきた被害防止対策に加え、農家が個々で防護柵等を設置するなどの対策を講じているが、適切な維持管理が必要。 ・既設防護柵はニホンジカ・イノシシ対策に主眼が置かれており、ニホンザルには効果がないため、機能向上を図る必要がある。 |
| 生息環境管理その他の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯については、山間部地域の防護柵付近の草刈り、防護柵内の放任果樹の除去を行っている。また、捕獲隊による鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等についての指導を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、防護柵内の有害鳥獣の巣になる恐れのある耕作放棄地の解消、草むらなどの草刈りの強化なども地域が一体となり取り組んでいく必要がある。 |

(5) 今後の取組方針

垂井町有害鳥獣捕獲隊が有害鳥獣捕獲を実施してきたが、被害地域が拡大していることから、捕獲隊と地域住民が連携して捕獲に取り組む体制の整備を推進し地域の自主的な被害防除を促進していく。
また、集落における防護柵等の設置・管理維持活動に対し、継続支援する。

今後の活動計画

- ・地域ぐるみの捕獲体制を整備
- ・地域住民を対象とした防除対策講習会・研修会の実施
- ・捕獲従事者確保のため、農業者等に対して狩猟免許取得・更新を支援（狩猟免許取得費用・更新費用の補助）
- ・防護柵等の設置・修繕の支援
- ・野生鳥獣の追い払いや捕獲等の技術普及、及びそれに関わる人材の育成

- ・緩衝帯の設置、放任果樹の除去、耕作放棄地の解消等の里山整備を図り、生息環境整備を行う。
- ・大型捕獲檻を活用したニホンザルの捕獲。
- ・ICT（情報通信技術）機器を活用した捕獲活動を実施する。
- ・ツキノワグマへの対応について、山際だけでなく、市街地周辺における出没事例にも対応できるよう体制整備を進める。
- ・近隣の揖斐射撃場などを利用し、猟銃による捕獲従事者の確保・育成・捕獲技術の向上を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| | |
|--------------|--|
| 垂井町有害鳥獣捕獲隊 | 住民や地域団体からの被害報告・捕獲依頼を受けた町の許可に基づき捕獲を実施する。近寄るのが危険な有害鳥獣の止め刺しに関して、銃器の使用を実施する。 |
| 地域の有害鳥獣対策協議会 | 垂井町有害鳥獣捕獲隊と協力し、設置したわなの見回りを実施する。将来は協議会での捕獲実施を見据える。 |
| 垂井町鳥獣被害対策実施隊 | 町職員で構成し、有害鳥獣捕獲を円滑に行うための連絡員としてサポートをする。 |

(2) その他捕獲に関する取組

| 年 度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----------------|------------------------|--|
| 7年度 ～ 9年度 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル | 狩猟免許取得のための支援を行い、捕獲従事者の育成・確保に努める。 |
| 7年度 ～ 9年度 | ツキノワグマ | 狩猟免許取得のための支援を行い、捕獲従事者の育成・確保に努める。 ドラム式の捕獲檻を導入し、捕獲に努める。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 | | | |
|-------------------|-------|-------|-------|
| ○捕獲実績 | | | |
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| イノシシ (被害防止捕獲) | 3頭 | 0頭 | 12頭 |
| ニホンジカ (被害防止捕獲) | 53頭 | 30頭 | 61頭 |
| ニホンザル (被害防止捕獲) | 0頭 | 38頭 | 31頭 |

| | | | |
|--------------------|----|----|----|
| ツキノワグマ (被害防止捕獲) | 0頭 | 0頭 | 2頭 |
|--------------------|----|----|----|

イノシシ
 水稻、小麦を中心に被害が発生しているため、被害軽減目標達成に向けて積極的に捕獲を行うこととし、捕獲計画頭数は30頭とする。

ニホンジカ
 水稻、小麦、大豆・野菜を中心に被害が発生している。被害軽減目標達成に向け積極的に捕獲を行うこととし、捕獲計画頭数は120頭とする。

ニホンザル
 野菜や果樹等の被害が発生し、住宅密集地での目撃や家庭菜園への被害も確認されており、民家への侵入や交通事故等の生活被害も懸念される。
 追い払いの効果を期待して捕獲を行うこととし、捕獲計画数は50頭とする。

ツキノワグマ
 目撃された状況に応じて判断し、必要に応じて捕獲を行う。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|--------------------|----------|----------|----------|
| | 7年度 | 8年度 | 9年度 |
| イノシシ (被害防止捕獲) | 30頭 | 30頭 | 30頭 |
| ニホンジカ (被害防止捕獲) | 120頭 | 120頭 | 120頭 |
| ニホンザル (被害防止捕獲) | 50頭 | 50頭 | 50頭 |
| ツキノワグマ (被害防止捕獲) | 必要に応じ、捕獲 | 必要に応じ、捕獲 | 必要に応じ、捕獲 |

| |
|---|
| 捕獲等の取組内容 |
| <p>対象区域は垂井町全域。</p> <p>捕獲に際し、イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルは、箱わな・くくりわなを使用し、止め刺しに銃器を用いる。</p> <p>ツキノワグマに関しては、原則としてドラム式の捕獲檻を使用し、条件に応じて、緊急銃猟を実施する。</p> |

| |
|--|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| <p>イノシシ、ニホンジカの農作物被害の防止はわなやライフル銃以外の猟銃を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。ライフル</p> |

銃の使用実施時期については、年間を通して行う。また特定猟具使用禁止区域における銃器の使用にあつては、隊長の指示のもとに周囲の状況に十分注意して行うものとする。また、公道を含むものとする。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| 該当無し | 該当無し |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 7年度 | 8年度 | 9年度 |
| イノシシ | ワイヤーメッシュ 距離:1km | ワイヤーメッシュ 距離:1km | ワイヤーメッシュ 距離:1km |
| ニホンジカ | | | |
| ツキノワグマ | | | |
| ニホンザル | 電柵 距離:500m | 電柵 距離:500m | 電柵 距離:500m |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|--------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | 7年度 | 8年度 | 9年度 |
| イノシシ | ワイヤーメッシュ、電柵による防護柵延長、修復 | ワイヤーメッシュ、電柵による防護柵延長、修復 | ワイヤーメッシュ、電柵による防護柵延長、修復 |
| ニホンジカ | | | |
| ニホンザル | | | |
| ツキノワグマ | | | |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年 度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----------------|------------------------|---|
| 7年度 ～ 9年度 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル | ○垂井町の農家にアンケートを行うなどして被害実態と生息状況の把握に努める。 ○農業者および住民を対象とした研修会を開催し、防護柵の適切な設置・維持管理の啓発、耕作放棄地の草刈りや放任果樹の除去、くず野菜・生ごみを放置しないなどの被害対策を図る。 |

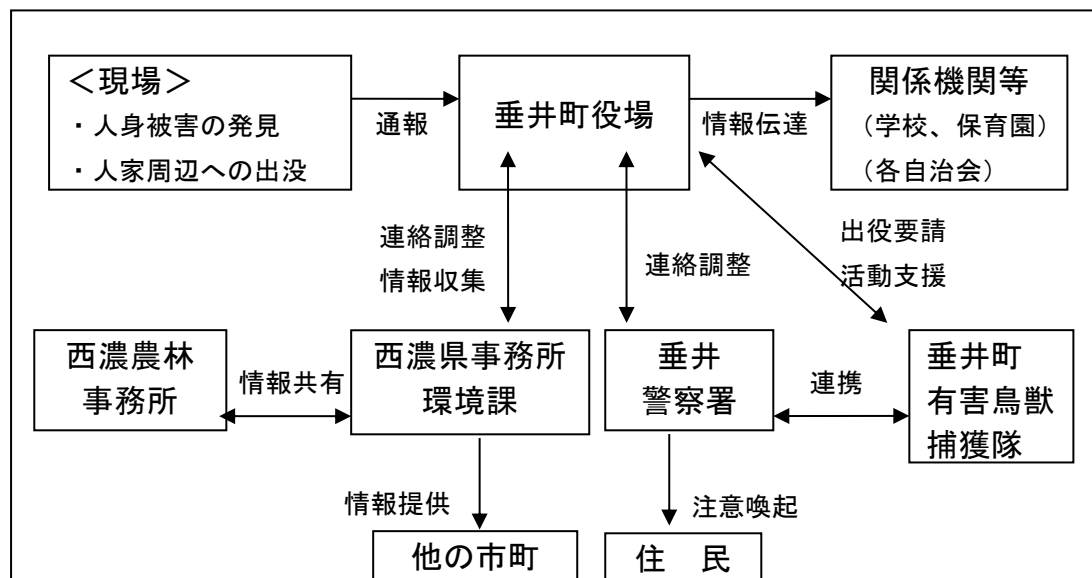
| | | |
|-----------------|--------|---|
| 7年度 ～ 9年度 | ツキノワグマ | ○ツキノワグマを誘引しない集落作りを推進する。 ○市街地周辺等に出没した際の対応について整備を すすめ、緊急時に早急に対応できるよう体制を整 える。 |
|-----------------|--------|---|

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|------------------------|--|
| 垂井町役場 | 状況の把握、各機関への連絡を行う。 |
| 垂井町有害鳥獣捕獲隊 (西濃猟友会員) | 周辺警備、状況によっては捕獲を実施する。 一般社団法人岐阜県猟友会と連携し、情報を共有し ながら野生鳥獣による被害低減に努める。 |
| 垂井町鳥獣被害対策実施隊 | 捕獲隊への連絡、捕獲体制のサポートを行う。 |
| 西濃県事務所 環境課 | 他市町への情報提供。 |
| 垂井警察署 | 住民への注意喚起、周辺警備。 |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害獣は、町焼却施設にて焼却。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|---------------------------------|---|
| 食 品 | 捕獲した鳥獣は、焼却処分しているため、食品等としての利活用を行っていない。 今後、食品等として活用すべきか検討していく。 |
| ペットフード | |
| 皮 革 | |
| その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等） | |

(2) 処理加工施設の実施体制

現在はなし。今後検討していく。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

現在はなし。今後検討していく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 垂井町有害鳥獣被害対策協議会 |
|-------------------------|---|
| 構成機関の名称 | 役 割 |
| 垂井町役場 | 有害鳥獣被害対策協議会の事務運営、各種機関との連絡・調整を行う。 |
| 垂井町有害鳥獣捕獲隊 (西濃猟友会員) | 有害鳥獣、捕獲に対し助言を行う。 有害鳥獣捕獲を実施する。 |
| 西美濃農業協同組合 不破営農経済センター | 有害鳥獣による農作物の被害情報の提供及び対策指導を行う。 |
| 各地域有害鳥獣対策協議会 | 地域ぐるみで防護柵の設置を実施及び設置防護柵の維持管理を行う。 また、有害鳥獣関連の情報提供を行う。 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|------------|--------------------|
| 西濃農業共済組合 | 有害鳥獣関連情報に関する提供を行う。 |
| 西濃農林事務所 | |
| 垂井町内の認定農業者 | |
| 垂井町農事改良組合長 | |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

垂井町鳥獣被害対策実施隊
産業課長（隊長）、産業課長補佐（副隊長）、および産業課に属する職員から町長が指名する者（10人以内）で構成する。垂井町有害鳥獣捕獲隊との連絡員、捕獲体制のサポートを行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

施策立案や被害対策を行うとともに、地域住民に対して積極的な参加を促し、集落や各種協定団体での取り組みを行っていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当無し